

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 8 月から 53 年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 1 月から同年 7 月まで

昭和 43 年 3 月頃に父親が A 町役場で加入手続を行い、家族の国民年金保険料は父親が納付していたので、申立期間①の保険料についても納付したはずである。

また、昭和 45 年 12 月に結婚して B 町に転入後は、夫のボーナス支給時期にまとめて同役場で納付しており、保険料を払えなくなるような家庭の事情は全く思い当たらない上、59 年 8 月からは自分も仕事をして収入があったので、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③は 7 か月と短期間である上、申立人は、申立期間前の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の国民年金保険料を同年 12 月 21 日に一括現年度納付していることが納付記録で確認でき、さらに、申立期間以後の 59 年 8 月からは会社に勤務し厚生年金保険に加入していることから、申立期間の 7 か月分の保険料を納付しない事情は見当たらない。

一方、申立期間①及び②については、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の婚姻前の期間である申立期間①については、申立人自身は国民年金加入手続や保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界しているため、当時の加入状況や保険料の納付状況等について確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 3 月 25 日に A 町

に払い出されていることから、申立人の父親はその頃に加入手続きを行い、資格取得時期は 20 歳時点の 43 年\*月\*日に遡ったものと推察されるが、その時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料を、申立人の父親が納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立期間が 68 か月と長期間である上、申立人は、「夫のボーナス支給時期の 8 月と 12 月にまとめて国民年金保険料を納付していた。」と主張するだけで、まとめて納付していた金額については全く覚えておらず、納付記録を見ても、必ずしも 8 月と 12 月に納付したことにはなっていないなど、申立人の主張には不自然な面が見受けられるほか、68 か月もの長期間にわたり、行政側の記録に納付の事実が記録されておらず、当該期間の保険料を申立人が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から46年7月まで  
昭和42年に勤務先を退職した後、両親の勧めもあり国民年金の加入  
手続をした。申立期間の保険料もずっと納付してきたはずであり申立期  
間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月、厚生年金保険の資格喪失後に国民年金の加  
入手続を行ったと供述しているところ、オンライン記録及び申立人の所  
持する国民年金手帳記号番号により、申立人は46年8月に加入手続をし、  
資格取得したものと推認されることから、申立人の供述との相違がみら  
れる上、申立人に申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとの主張  
も無く、申立期間の一部の期間については時効により納付することがで  
きない。

また、申立人が最初に厚生年金保険被保険者資格を喪失した当時に別の  
国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたことをうかがわ  
せる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付額等の記憶も曖昧であ  
り、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関  
連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国  
民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 釧路国民年金 事案 377 (事案 361 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 40 年 2 月までの期間及び 40 年 9 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 40 年 2 月まで  
② 昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月まで

申立期間について記録訂正の必要が無いとの通知を受けたが、どうしても納得できず、前回証言しなかったことで思い出したこともあるので再度申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人の父が昭和 37 年に申立人が 20 歳になった際に国民年金の加入手続をしたと述べているが、その当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間の保険料額や納付書等の記憶も曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人より新たな証言として、保険料を納付した銀行の窓口職員の氏名の記憶、申立期間当時のたばこや酒等の価格を申し述べているところ、申立人が保険料を納付したとする銀行において、申立期間当時に申立人の証言する氏名の行員が存在したことが確認できず、また、たばこや酒等の価格については委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。